

藤沢市教育委員会 9 月定例会会議録

日 時 2013 年（平成 25 年）9 月 18 日（水）
午後 7 時 30 分
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 19 号 藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について
- 5 その他
 - (1) 藤沢市立学校教員の懲戒処分について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 赤 見 恵 司
3 番 阪 井 祐 基 子
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	永 井 洋 一
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	中 島 徳 幸	生涯学習部参事	川 俣 誠
教育部参事	杉 山 哲 己	教育部参事	高 石 佳久子
教育部参事	吉 住 潤	教育部参事	神 尾 友 美
学校施設課長	高 橋 幹 弘	生涯学習総務課主幹	斎 藤 隆 久
教育総務課主幹	新 田 昌 幸	生涯学習総務課課長補佐	中 川 あをい
教育指導課主幹	小 木 曾 貴 洋		
書 記	西 山 勝 弘		

午後7時30分 開会

阪井委員長

ただいまから藤沢市教育委員会9月定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日、4番・小澤委員が欠席しておりますが、会議の開催要件である過半数の出席を超えており、会議の開催要件を満たしていることを報告させていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、5番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、5番・井上委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

阪井委員長

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長

それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長

これより議事に入ります。

議案第19号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

永井生涯学習部長

議案第19号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱についてご説明いたします。(議案書参照)

この議案は、現在、委嘱しております藤沢市民ギャラリー運営協議会委員のうち1名に欠員が生じたため、藤沢市民ギャラリー条例第10条の規定に基づき、補欠委員の残任期間に係る委嘱についてお願いするものです。

藤沢市民ギャラリー運営協議会は、藤沢市民ギャラリーの運営及び管理について諮問するための機関となっております。藤沢市民ギャラリー条例第10条の規定により、委員の定数は7人、委員の任期は2年となっております。今回、委嘱する委員候補者については、神奈川県高等学校教科研究会美術・工芸部会から推薦された委員で、任期は2013年(平成25年)9月19日から2014年(平成26年)9月30日までとなります。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見、

ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 条例第 10 条第 2 項に、協議会は委員 7 人をもって組織するとありますが、他の 6 名の選出区分を教えてください。

川俣生涯学習部参事 選出区分は市民代表 1 名、利用者代表 5 名、学識経験者 1 名の計 7 名です。

赤見委員 利用者代表の選出方法を教えてください。

川俣生涯学習部参事 選出方法でございますが、各団体からの推薦となっており、市民代表として藤沢市社会教育委員が 1 名、学識経験者として元市民会館長が 1 名、利用者団体からは藤沢市美術家協会、藤沢市書道協会、藤沢写真協会、藤沢華道協会、それから今回推薦をいただいております神奈川県高等学校美術・工芸部会からとなっております。

阪井委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、議案第 19 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 その他に入ります。

藤沢市立学校教員の懲戒処分について、事務局の説明を求めます。

吉住教育部参事 藤沢市立学校教員の懲戒処分について、ご報告いたします。9 月 5 日付けで本市小学校教諭に対し県教育委員会による懲戒処分がありましたので、ご報告いたします。(議案書参照)

処分の内容

1 職員 藤沢市立大庭小学校教諭(45 歳、男性)

2 事案の概要 平成 24 年 4 月から平成 25 年 1 月頃までの間、担任クラスの男子児童 10 名に対し、延べ 37 回から 42 回の体罰を加えた。具体については記載のとおりです。

3 発覚の経緯 当該校が 3 学期に実施した学校評価のアンケート調査時に保護者から「児童が体罰にあっている。」という指摘を受け発覚。また「部活動及び学校生活全般における体罰の事態把握に関する緊急調査」において、当該教諭の体罰について、回答があった。

4 事故後の状況 記載のとおりです。

5 処分程度・理由 減給 3 月。以下記載のとおりです。昨年度から体罰による懲戒処分が続いております。このことに危機感を持って受けとめ、市内の全教職員に体罰根絶の意識を徹底すべく、引き続き再発防止に努力していきたいと考えております。

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員長 処分程度について「減給3月」とありましたが、懲戒の種類について教えてください。

吉住教育部参事 懲戒処分で最も重いものが「懲戒免職」。その次が「停職」、これは一定期間職から離れ、給与も支払われず最大6ヵ月というものがあります。3番目に厳しいのが「減給」、これは給与の10分の1を減ずるとして、期間の幅があります。4番目は「戒告」で、これは嚴重注意ということですが、その後の給与等に反映する、勤務歴に残る処分であることは、他の3つと同じです。以上4段階の懲戒処分がございます。

阪井委員長 このような処分が下されたことを真摯に受けとめ、心を引き締め、対応していただきたいと思いますが、それ以外に県教育委員会には報告が何件か上がっていると思いますが、その案件についてはその後どのようなになっているか、進捗等をお知らせください。

吉住教育部参事 この緊急調査において保護者、児童生徒等から回答のあった事案について精査をした結果、6件を本市の教育委員会としては県の教育委員会に報告しております。うち1件が7月に懲戒処分のあった中学校の事案、そしてもう1件がこの小学校の事案で、残りの4件につきましては、懲戒処分には至らない人事上の措置という結論を県教育委員会から通知がありました。市教委としては県教委の通知に基づき2人に対して文書訓告、これは文書による注意でございます。また、もう2人に対しては口頭訓告、これは口頭による注意、さらにそれぞれの管理職に対しては訓告や注意を行っております。なお、人事上の措置については県教育委員会も公表はいたしませんので、市としても公表することはございません。

阪井委員長 ただいまの報告を聞きますと、その報告を県に上げたものに対しては、すべて処分が出たということですか。

吉住教育部参事 そのとおりです。これで調査についての事案は終了ということでございます。

阪井委員長 処分が出てこれで終わりではありませんので、以後、このようなことがないように指導をお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 以上で、本日予定いたしました、審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

阪井委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。10月17日(木)

午後 3 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室において開催ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長

それでは、次回の定例会は 10 月 17 日 (木) 午後 3 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。

午後 7 時 45 分 閉会